

「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」の一部改正について

平成 26 年 2 月 18 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本年 4 月 1 日から、消費税が引き上げられる（5%から8%）ことに伴い、内税価格で規定されている調査確認料（現行 12,000 円）について、税抜き価格（11,429 円）とする。

2. 改正の骨子

この改正に伴い協会員は、事故確認委員会に調査確認申請書を提出したときは、当該調査確認申請 1 件につき調査確認料 11,429 円及び消費税等相当額を本協会に納入しなければならないこととする。（第 11 条第 1 項）

3. 施行の時期

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

社債の取引情報の報告・発表に係る「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正等について（案）

平成 26 年 2 月 13 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 24 年 7 月 30 日に公表された「社債市場の活性化に関する懇談会」報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」において、「社債市場の活性化を図るためには、社債の取引情報を公表することにより社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することが重要であり、社債の取引情報の報告を求め、公表に向けた取組みを進める。」とされていることを受け、公社債分科会の下に設置された「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において、社債の取引情報の報告・発表の実施に向けた必要な措置等の検討を行ってきたところである。

今般、社債の取引情報の報告・発表に係る規定を整備するため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」、同規則に関する細則及び「社債の取引に関する報告要領」の一部改正、並びに「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の制定を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1) 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正について

- ① 会員は、社債の取引を行った場合、本協会が別に定めるものを除き、毎営業日、本協会に報告する。(規則第 11 条の 2 第 1 項、細則第 6 条第 1 項第 4 号)
- ② 取引数量が額面 1,000 万円未満の取引については、報告を省略することができる。(細則第 6 条第 1 項第 2 号)
- ③ 本協会は、会員から報告を受けた社債の取引の情報を、毎営業日、発表する。(規則第 11 条の 3、細則第 7 条第 1 項第 4 号)
- ④ 発表対象の社債は、「当該社債の銘柄格付が AA 格相当以上であること」及び「当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること」の全ての要件を満たすものとする。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債は、発表対象から除く。(細則第 7 条第 1 項第 1 号)
- ⑤ 発表対象の取引は、取引数量が額面 1 億円以上の取引とする。(細則第 7 条第 1 項第 2 号)
- ⑥ 発表事項は、イ 約定年月日、ロ 銘柄コード、ハ 銘柄名、ニ 償還期日、ホ 表面利率、ヘ

取引数量（額面ベース）、ト 約定単価、チ その他本協会が別に定める事項とする。（細則第7条第1項第3号）

- ⑦ 細則の定めのほか、社債の取引情報の発表に関する事項は、本協会が別に定めるものとする。（細則第7条第2項）
- ⑧ その他、所要の改正を行う。

（2）「社債の取引に関する報告要領」の一部改正について

- ① 報告の目的を、イ 社債の取引情報の発表、ロ 社債の取引状況の分析、ハ 売買参考統計値における報告気配とのチェック、ニ 本協会の業務運営のための必要とされる社債市場の分析・検証とする。（2. 報告の目的）
- ② 現行は報告対象となっている社債のうち、「年度毎に財務省が発表する『財投機関債の発行予定』に掲げる機関が当該年度に発行するもの」を報告対象外とする。（3. 報告対象）
- ③ 現行の報告事項から、「課税玉・非課税玉の別」を削除し、「報告を行った会員を特定するためのコード」を追加する。（5. 報告事項）
- ④ 報告頻度が毎営業日に変更になることに伴い、「保振の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引」及び「それ以外の取引（会員による直接報告分）」について、それぞれ、報告の締め時間、報告時限、その他必要な事項を定める。（6. 報告時限・報告方法）
- ⑤ 会員による直接報告分について、次の措置を設ける。
 - （イ）取引数量が1,000万円未満の取引は報告を省略することができる。（3. 報告対象（4）報告を省略することができる取引）
 - （ロ）取引数量が額面1億円未満の取引については、本協会に届け出ることにより、毎営業日の報告に代えて月次報告とすることができる。（6. 報告時限・報告方法（2）上記（1）に掲げる取引以外の取引（会員による直接報告）③）
 - （ハ）報告対象の取引がなかった場合の報告は不要とする。（6. 報告時限・報告方法（2）上記（1）に掲げる取引以外の取引（会員による直接報告）⑥）
- ⑥ 本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄等の見直しの検討を行うこととしていることから、当該見直しに合せて、必要に応じて、本報告要領に定める事項の見直しを行うこととする。（7. その他）
- ⑦ その他、所要の改正を行う。

(3) 「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の制定について

- ① 細則第7条第2項に基づき、社債の取引情報の発表に関する事項を取りまとめたガイドラインを制定する。
- ② 発表事項の「その他本協会が別に定める事項」を「売買参考統計値（平均値）」とする。
- ③ 社債の取引情報は、原則として、毎営業日、午前9時を目途に、本協会ホームページ上で発表する。（4. 発表方法、5. 発表時間）
- ④ 発表対象銘柄の更新は月次で行い、前月15日（15日が休業日の場合は、その前営業日とする。以下「更新判定日」という。）までに発行された社債（当月中に償還される社債を除く。）について、更新判定日時点の情報に基づき発表対象銘柄の更新を行う。当月の発表対象銘柄の一覧は、前月20日（20日が休業日の場合は、その翌営業日）に本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。（7. 発表対象銘柄の更新）
- ⑤ 発表停止について、次のとおり定める。（8. 発表停止の取扱い）
 - (イ) 発表基準を満たす社債であっても、「発表停止基準」に該当する場合又は「申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、その翌営業日（新たに発表対象となる社債については翌月第一営業日）から当該社債の取引情報の発表を停止する。
 - (ロ) 「当該社債の連続する2営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の連続する2営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった社債を発表停止の対象とする。
 - (ハ) 本協会は、発表停止基準に該当しないものの発表停止が真に必要であると認められる社債について、会員による発表停止の申請に基づく審査を経て、発表停止の決定を行うものとする。
- ⑥ 取引情報の発表を停止した社債について、発表停止日の属する月の翌々の第一営業日から発表停止を解除し発表を再開する。ただし、「当該社債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値と停止基準当日の前営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値と停止基準当日の前営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上である場合は、発表停止を継続し発表は再開しない。（9. 発表停止の解除）
- ⑦ 発表基準のうち、「当該社債の銘柄格付AA格相当以上であること」を満たさなくなった社債は、その翌営業日（新たに発表対象銘柄となる社債については翌月第一営業日）から当該社債の取引情報の発表を中止する。（10. 発表中止の取扱い）
- ⑧ 本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととする。（9. 流動性に与える影響等の検証）

⑨ その他、社債の取引情報の発表について必要な事項を定める。

3. 施行の時期

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の改正は、本協会が別に定める日から施行する^(注)。

「社債の取引に関する報告要領」の改正及び「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の制定は、規則の改正の施行日から施行する。

(注) 施行の時期は、平成 27 年秋以降遅くとも平成 28 年初を目途とし、社債の取引情報を報告する会員及び市場関係者におけるシステム対応及び事務対応の準備期間を勘案して決定する。

なお、平成 25 年 12 月 17 日付の「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の改正（社債等の売買参考統計値の見直しに係る改正）についても、本改正と同時に施行することを予定している。

以 上

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 26 年 2 月 13 日(木)から平成 26 年 2 月 28 日(金)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「社債の取引情報の報告・発表に係る『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』の一部改正等に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 公社債・金融商品部 （TEL 03-3667-8456）

以 上

IOSCO/AMCC 中間会合及び研修セミナーの開催について

平成 26 年 2 月 18 日

日本証券業協会

1. 経緯

証券監督者国際機構（IOSCO）は、各国の証券規制当局を中心に構成されている国際機構であり、主に規制当局の意見交換の場として機能しているが、より幅広く市場参加者の見識・意見を取り入れ、国際的に調和のとれた包括的な証券市場の規制を維持・発展させていく観点から、本協会のような証券業協会や日本取引所グループなどの各国の自主規制機関等も、協力会員としてこの機構に参加している（参考参照）。

協力会員が組織する協力会員諮問委員会（AMCC）¹には現在 65 の機関が加入しており、主に自主規制に関する協力会員相互の情報交換の場として機能しているほか、IOSCO の政策・国際基準策定プロセスにおいて自主規制機関としての知見及び経験を提供し、グローバルな規制環境の適正な整備に寄与している。

AMCC の会合は通常年 2 回（IOSCO 年次総会時の会合及び中間会合）開催されている。このほか、2008 年以降 AMCC の企画により、各国当局及び自主規制機関の規制担当スタッフを招聘し、研修セミナーを開催している。中間会合及び研修セミナーは、自発的に主催を申し出た AMCC メンバーにより主催されることが通例となっている（過去の開催実績については参考参照）。

本年 4 月に予定される次回中間会合及び研修セミナーは、AMCC の日本のメンバーである本協会及び日本取引所グループ・東京証券取引所自主規制法人が協力して開催することが決定している。

¹ IOSCO の協力会員の多様化を踏まえ、2013 年 9 月のルクセンブルグ総会において、自主規制機関諮問委員会（SRO Consultative Committee (SROCC)）を協力会員諮問委員会（Affiliate Members Consultative Committee (AMCC)）に改組・改名することが決定された。2006～2012 年の間、本協会が旧 SROCC の議長を務めたが、現在は、ブラジル金融資本市場協会（ANBIMA）自主規制業務執行責任者 Jose Carlos Doherty 氏が議長となっている。本協会は AMCC のワーキング・グループである Ahead of The Curve Working Group の議長を務めている。

2. 次回中間会合及び研修セミナーの概要

- 1) 開催期間：2014年4月7日（月）～10日（木）
- 2) 開催場所：帝国ホテル（中間会合）及び東証ホール（研修セミナー）
- 3) プログラム案（詳細は別紙参照）
 - 4月7日（月）及び8日（火）午前：中間会合
 - 4月8日（火）午後：研修セミナー
(投資家教育をテーマとする公開セッション)
※同時通訳有り
 - 4月9日（水）及び10日（木）：研修セミナー
(各国規制当局・自主規制機関スタッフを対象とする研修)

(今回のプログラムの特徴)

- ① 従来研修セミナーの参加は、IOSCOのメンバーとなっている規制当局及び自主規制機関に限定していたが、今回は特にアジアを中心にIOSCOのメンバーになっていない当局及び取引所等からも参加者を募る。
- ② 研修セミナー初日（4月8日（火）午後）に投資家教育をテーマとする公開セッションとし、広く日本の投資家教育関係者の参加を募る。

3. 参加受付等

本件中間会合及び研修セミナーについては、既に以下の参加登録受付ホームページが開設されている。※英語のみ

<http://www.simul-conf.com/iosco-amcc-2014/>

また、4月8日（火）午後の公開セミナー「投資者保護とフィナンシャル・リテラシー」への日本国内からの参加者を募集するため、公開セミナー専用の参加登録受付ホームページ（日本語）が開設されている。※日英で登録可能

(日本語) <http://www.simul-conf.com/iosco-amcc-2014/tokyo/>

以 上

日証協（国）25第21号
平成26年2月17日

会 員 代 表 者 殿
特別会員代表者 殿

日 本 証 券 業 協 会
国際本部長 石倉 宏一

IOSCO/AMCC 研修セミナー 公開セッション
「投資者保護とフィナンシャル・リテラシー」のご案内

証券規制の国際機関である証券監督者国際機構(IOSCO)の協力会員で構成される協力会員諮問委員会(AMCC)は、毎年2回の会合のほか、各国当局及び自主規制機関のスタッフを招聘し研修セミナーを開催してきました。本年4月の次回中間会合及び研修セミナーは、AMCCの日本のメンバーである本協会及び日本取引所グループ・東京証券取引所自主規制法人が協力して東京で開催する予定です。

この機会を捉え、広く日本国内の投資家教育の関係者に国際的な議論の場に参加して頂くため、4月8日に公開セッション「投資者保護とフィナンシャル・リテラシー」の開催を予定しております。協会員の皆様にも奮ってご参加下さいますよう謹んでご案内申し上げます。ご参加の方法、会議の詳細な内容及びお問合せ先につきましては、下記及び添付のご案内をご参照下さいますようお願い致します。

記

- (会 合 名) **IOSCO/AMCC 研修セミナー 公開セッション**
「投資者保護とフィナンシャル・リテラシー」
- (日 時) 2014年4月8日(火) 14:00~17:30 (受付 13:30~)
- (場 所) 東証ホール (東京都中央区日本橋兜町2番1号 東京証券取引所内)
- (プログラム) 別紙をご参照下さい ※日英同時通訳有り
- (参加方法) 参加をご希望の方は、3月31日(月)までに下記の登録サイトよりご登録頂き、当日は参加証(後日メールにて送付予定)をお持ち下さい。
登録サイト: <http://www.simul-conf.com/iosco-amcc-2014/tokyo/>
※日本語又は英語でご登録頂けます

以 上

※ 本件に関するお問い合わせ先: 国際本部 国際部 (Tel:03-3667-8537)



2014年2月17日現在

DRAFT AGENDA
7th AMCC Training Seminar
Implementing IOSCO Principles
Tokyo, Japan

IOSCO/AMCC 研修セミナー プログラム

2014年4月8日 (火)

**1日目: 投資者保護とフィナンシャル・リテラシー
(公開セッション)**

会場: 東京証券取引所 東証ホール

セミナー 司会者: ポール・アンドリュース (米国金融取引業規制機構(FINRA))

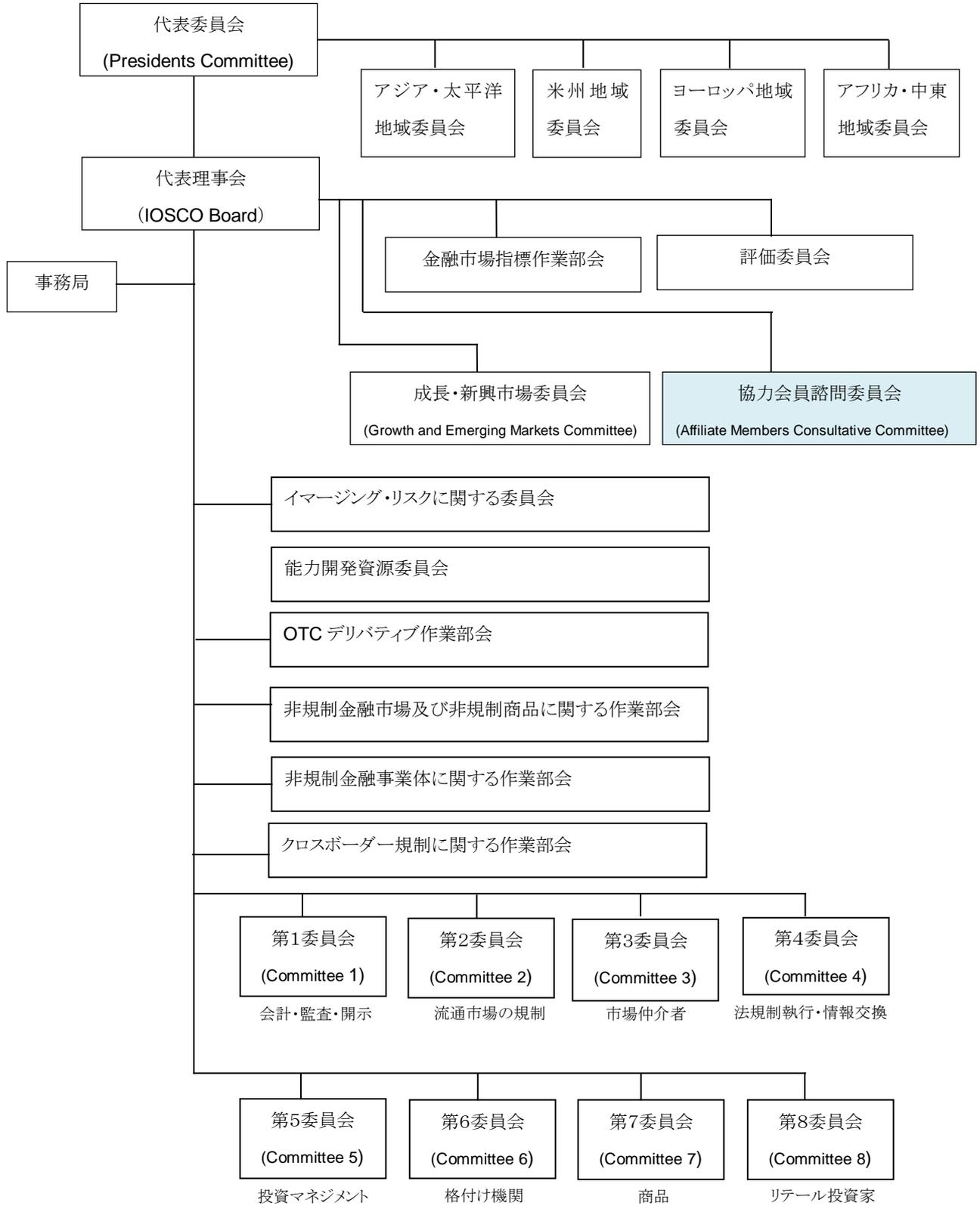
13:30 – 14:00	登録・受付
14:00 – 14:10	歓迎挨拶: - 稲野 和利 日本証券業協会 会長
14:10 – 14:30	基調講演: 岐路に立つ IOSCO – 組織強化の必要性 - デビッド・ライト IOSCO 事務局長
14:30 – 16:00	パネル 1: 個人投資家に関する重要な課題 司会者: デビッド・ライト IOSCO 事務局長 - 河野正道 金融庁 国際政策統括官, 前 IOSCO 理事会議長 - H. J. シン 韓国金融投資協会 ヘッドコンサルタント - ノエル・メイ FPSB (Financial Planning Standard Board) CEO
16:00 – 16:15	休憩
16:15 – 17:30	パネル 2: ライフサイクルを通じた金融リテラシーの促進 司会者: ポール・アンドリュース 米国金融取引業規制機構 (FINRA) ヴァイス・プレジデント & マネージングディレクター - アルパスラン・ブダック トルコ 資本市場仲介業協会 事務局次長 - 岡崎竜子 日本銀行情報サービス局 企画役 - クスマニントウティ・スティオノ インドネシア 金融庁 (IFSA) コミッショナー

(参考)

IOSCO／AMCC の概要

会議名	証券監督者国際機構／協力会員諮問委員会 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions) (AMCC: Affiliate Members Consultative Committee)
IOSCO の 設立目的	1) 公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること 2) 国内市場の発展促進のため、各国の経験について情報交換すること 3) 国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立するため、努力を結集すること 4) 基準の厳格な適用と違反に対する効果的執行によって、市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと
IOSCO 設 立の経緯	1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
IOSCO の メンバー	IOSCO のメンバーには、正会員 (Ordinary Member)、準会員 (Associate Member)、協力会員 (Affiliate Member) の区分がある。我が国からは、金融庁が正会員として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会及び日本取引所グループが協力会員として、それぞれ加盟している。
組 織	次葉のとおり。
AMCC の活 動	本協会が加入する協力会員諮問委員会 (AMCC) は、1989年に事務局長のイニシアティブにより設置された自主規制機関諮問委員会 (SROCC) が、協力会員の属性の多様化に伴い、2013年9月に名称変更されたものである。AMCCの機能としては、協力会員相互間の情報交換のほか、協力会員として IOSCO に参加している自主規制機関 (SRO) の知見及び意見を IOSCO の政策委員会の議論に反映させ、グローバルな規制環境の適正な整備に資することが主要なものとなっている。同委員会の会合は通常年2回 (IOSCO 年次総会時の会合及び中間会合) 開催されている。現在同委員会には 65 の機関が加入している。 2006～2012年の間、本協会が旧 SROCC の議長を務めたが、現在は、ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) 自主規制業務執行責任者 Jose Carlos Doherty 氏が議長となっている。本協会は AMCC のワーキング・グループである Ahead of The Curve Working Group の議長を務めている。
市場関係者 との対話	IOSCO では、民間セクターとの対話の拡充を目的に、市場関係者との会合を年2回程度開催している。

IOSCO の組織



開催実績・予定

	年次総会	中間会合及び研修セミナー	
2006年	香港(6月)	スペイン マドリッド(11月)	中間会合のみ
2007年	インド ムンバイ(4月)	東京(11月)	中間会合のみ
2008年	フランス パリ(6月)	米国 ワシントン(12月)	第1回研修セミナー
2009年	イスラエル テルアビブ(6月)	英国 ロンドン(2010年1月)	第2回研修セミナー
2010年	カナダ モントリオール(6月)	ブラジル リオデジャネイロ(11月)	第3回研修セミナー
2011年	南アフリカ ケープタウン(4月)	台湾 台北(10月)	第4回研修セミナー
2012年	中国 北京(5月)	トルコ イスタンブール(11月)	第5回研修セミナー
2013年	ルクセンブルグ(9月)	カナダ トロント(5月)	第6回研修セミナー
2014年(予定)	ブラジル リオデジャネイロ(9月)	東京(4月)	第7回研修セミナー

資料 4

平成25年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成26年1月度月次速報版）

平成26年2月18日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	25年度 下期累計	下期月平均 (累計/月数)
相 談	400	321	456	375			1,552	388.0
取引制度に関する相談	171	128	232	183			714	178.5
勧誘に関する相談	61	48	56	43			208	52.0
売買取引に関する相談	76	63	66	75			280	70.0
事務処理に関する相談	50	45	52	35			182	45.5
その他の相談	42	37	50	39			168	42.0
苦 情	65	53	60	62			240	60.0
勧誘に関する苦情	25	22	20	17			84	21.0
売買取引に関する苦情	30	20	18	26			94	23.5
事務処理に関する苦情	8	9	14	9			40	10.0
その他の苦情	2	2	8	10			22	5.5
あっせん	11	4	8	17			40	10.0
勧誘に関する紛争	4	2	6	10			22	5.5
売買取引に関する紛争	7	2	2	6			17	4.3
事務処理に関する紛争	0	0	0	0			0	0.0
その他の紛争	0	0	0	1			1	0.3

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 25年度上半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	25年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	504	549	471	479	335	408	2,746	457.7
取引制度に関する相談	191	185	191	212	116	156	1,051	175.2
勧誘に関する相談	88	75	70	68	79	52	432	72.0
売買取引に関する相談	95	156	119	108	72	111	661	110.2
事務処理に関する相談	74	68	49	45	26	42	304	50.7
その他の相談	56	65	42	46	42	47	298	49.7
苦 情	95	87	108	61	63	65	479	79.8
勧誘に関する苦情	36	29	33	21	24	24	167	27.8
売買取引に関する苦情	32	39	52	23	30	28	204	34.0
事務処理に関する苦情	21	13	16	13	6	10	79	13.2
その他の苦情	6	6	7	4	3	3	29	4.8
あっせん	23	20	9	7	6	15	80	13.3
勧誘に関する紛争	18	15	5	5	5	10	58	9.7
売買取引に関する紛争	4	4	4	1	1	3	17	2.8
事務処理に関する紛争	1	0	0	0	0	2	3	0.5
その他の紛争	0	1	0	1	0	0	2	0.3

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	24年度 累計	23年度 累計	22年度 累計
相 談	4,496	4,358	4,099
取引制度に関する相談	1,351	1,309	1,487
勧誘に関する相談	1,387	1,365	974
売買取引に関する相談	767	802	567
事務処理に関する相談	465	388	454
その他の相談	526	494	617
苦 情	904	1,205	1,009
勧誘に関する苦情	470	692	498
売買取引に関する苦情	240	286	257
事務処理に関する苦情	112	134	141
その他の苦情	82	93	113
あっせん	208	308	239
勧誘に関する紛争	176	267	184
売買取引に関する紛争	26	35	47
事務処理に関する紛争	6	6	3
その他の紛争	0	0	5

(単位:件)

24年度 月平均	23年度 月平均	22年度 月平均
374.7	363.2	341.6
112.6	109.1	123.9
115.6	113.8	81.2
63.9	66.8	47.3
38.8	32.3	37.8
43.8	41.2	51.4
75.3	100.4	84.1
39.2	57.7	41.5
20.0	23.8	21.4
9.3	11.2	11.8
6.8	7.8	9.4
17.3	25.7	19.9
14.7	22.3	15.3
2.2	2.9	3.9
0.5	0.5	0.3
0.0	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(26年1月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	1月度 合計
相 談	169	56	100	8	2	0	40	375
取引制度に関する相談	90	26	46	3	1	0	17	183
勧誘に関する相談	12	13	15	1	1	0	1	43
売買取引に関する相談	32	9	27	2	0	0	5	75
事務処理に関する相談	19	5	4	0	0	0	7	35
その他の相談	16	3	8	2	0	0	10	39
苦 情	35	12	12	1	0	0	2	62
勧誘に関する苦情	4	7	6	0	0	0	0	17
売買取引に関する苦情	17	5	3	1	0	0	0	26
事務処理に関する苦情	8	0	1	0	0	0	0	9
その他の苦情	6	0	2	0	0	0	2	10
あっせん	6	4	6	0	0	0	1	17
勧誘に関する紛争	2	3	5	0	0	0	0	10
売買取引に関する紛争	4	1	1	0	0	0	0	6
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	1	1

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～26年1月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合計
相 談	2,091	650	996	88	10	6	457	4,298
取引制度に関する相談	894	249	345	28	2	2	245	1,765
勧誘に関する相談	179	171	269	4	3	4	10	640
売買取引に関する相談	527	134	217	40	4	0	19	941
事務処理に関する相談	289	39	59	7	1	0	91	486
その他の相談	202	57	106	9	0	0	92	466
苦 情	364	134	169	22	3	7	19	718
勧誘に関する苦情	66	84	90	1	1	7	2	251
売買取引に関する苦情	193	36	50	17	2	0	0	298
事務処理に関する苦情	80	11	16	4	0	0	7	118
その他の苦情	25	3	13	0	0	0	10	51
あっせん	39	29	39	0	0	11	2	120
勧誘に関する紛争	15	25	29	0	0	11	0	80
売買取引に関する紛争	23	3	8	0	0	0	0	34
事務処理に関する紛争	1	1	1	0	0	0	0	3
その他の紛争	0	0	1	0	0	0	2	3

3. 男女別処理状況(26年1月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	1月度 合計
相 談	212	149	14	375
取引制度に関する相談	110	61	12	183
勧誘に関する相談	21	22	0	43
売買取引に関する相談	40	33	2	75
事務処理に関する相談	16	19	0	35
その他の相談	25	14	0	39
苦 情	37	20	5	62
勧誘に関する苦情	10	5	2	17
売買取引に関する苦情	16	7	3	26
事務処理に関する苦情	5	4	0	9
その他の苦情	6	4	0	10
あっせん	10	5	2	17
勧誘に関する紛争	6	4	0	10
売買取引に関する紛争	3	1	2	6
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	1	0	0	1

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～26年1月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	2,369	1761	168	4,298
取引制度に関する相談	991	695	79	1,765
勧誘に関する相談	319	296	25	640
売買取引に関する相談	509	390	42	941
事務処理に関する相談	278	193	15	486
その他の相談	272	187	7	466
苦 情	431	263	24	718
勧誘に関する苦情	112	124	15	251
売買取引に関する苦情	199	93	6	298
事務処理に関する苦情	88	28	2	118
その他の苦情	32	18	1	51
あっせん	60	40	20	120
勧誘に関する紛争	36	28	16	80
売買取引に関する紛争	21	10	3	34
事務処理に関する紛争	1	2	0	3
その他の紛争	2	0	1	3

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成26年1月）について

平成26年2月18日
日本証券業協会

【お知らせ】

「未公開株通報専用コールセンター」に情報をお寄せいただいた際、通報いただいた方の個人情報を行行政機関及び警察に提供してよいかどうか、その都度、確認させていただいております。

お寄せいただいた情報は、連携先の行政機関及び警察に提供する場合がありますが、この場合に提供する情報に個人情報を含めるかどうかは、通報いただいた方に確認させていただいた結果に従っております。

お寄せいただいた個人情報がみだりに外部に出ないように厳正に管理しておりますので、安心して通報・相談をお願いいたします。

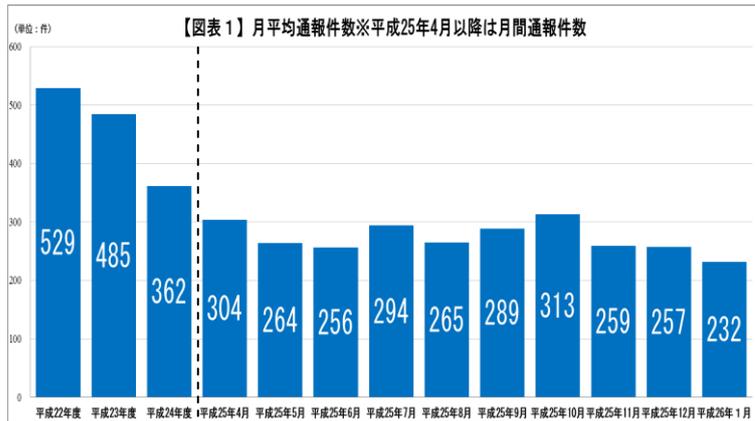
※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

1. 平成26年1月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

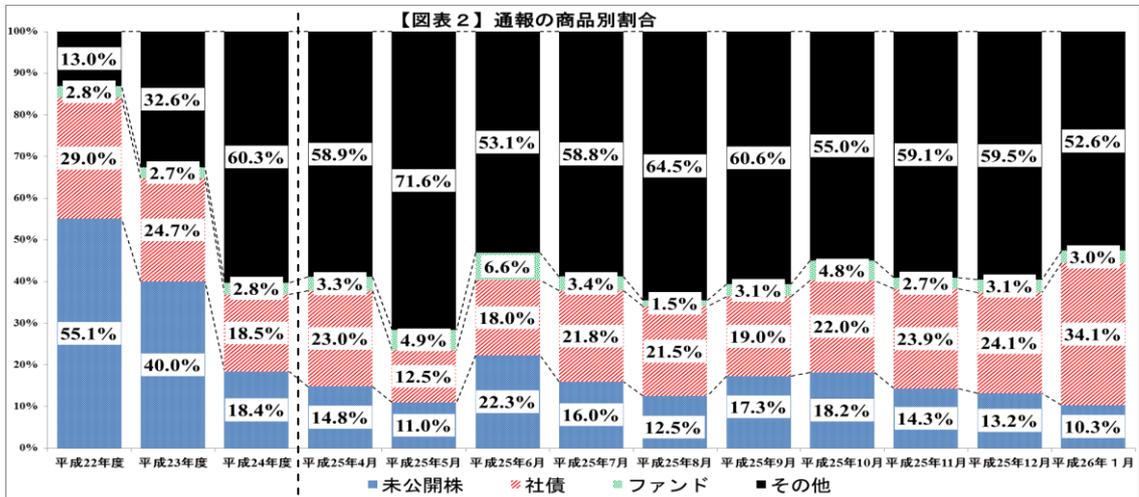
右の【図表1】のとおり、平成26年1月中に受理した全通報件数は232件であり、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）における1か月当たりの平均通報件数362件と比較すると少なくなっています。

また、この全通報件数を同月中に業務を行った19営業日で割った、1営業日当たりの平均通報件数は約12件で、こちらも、平成24年度における1営業日当たりの平均通報件数約18件と比較すると少なくなっています。しかし、通報件数に著しい減少は見られず、依然として注意が必要です。



(2) 購入・取引を勧誘された商品

下の【図表2】のとおり、平成26年1月中においては、「その他」に分類される通報が122件（52.6%）と最も多く、以下、「社債」が79件（34.1%）、「未公開株」が24件（10.3%）、「ファンド」が7件（3.0%）と続いています。



「その他」に分類される最近の通報では、業者から、「未公開株に関する被害を法律によって回復できるので公的機関で手続きした方が良い」「あなたの名前が公的機関のブラックリストに載っているので削除の手続きをした方が良い」などといった話を持ち掛けられる事例が見受けられます。

こうした事例においては、手数料等の名目で金銭を要求されることが多いため、安易に相手の言うことを信用せず、お金を支払う前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

(3) 被害の金額

平成26年1月中旬に受理した全通報件数232件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは33件(14.2%)でした。

これらの被害の金額は、合計で約5億6千6百万円で、被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均では約1,715万円でした。

このうち、最大の被害金額は、ある会社の社債について、複数の仲介者から勧誘の電話を受け、購入代金として合計1億200万円を郵送したという通報でした。

通報全体でみた被害金額の合計は時期によって大きく変化するものの、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりがなく、万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支払うことには十分慎重になるべきです。

(4) 勧誘・詐取の手段

平成26年1月中旬の通報を勧誘手段で分類すると、従来傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接に対面しない形での勧誘がほとんどです。

なお、実際にお金を支払ってしまう場面では、従来は銀行振込みがほとんどでしたが、最近では、無登録業者が被害者の自宅を訪問したり駅前等で待ち合わせをしたりして無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースや、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースが目立ってきており、お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

(5) 通報者の属性

平成26年1月中旬の通報を通報者の年齢で分類すると、こちらも従来傾向から変わらず、60歳以上が約90%であり、その中で一人暮らしは約21.6%を占めています。

また、通報者の居住地で分類すると、こちらも従来傾向から変わらず、東京・大阪・愛知やその近郊が上位を占めています(別紙参照)。

これらのことから、大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていることが推測されます。

一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうとされています。

このため、お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うとともに、万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」(電話:0120-344-999)をはじめ、公的機関の相談窓口相談することが重要です。

2. 最近の手口

「未公開株通報専用コールセンター」には、最近も、次のような手口の通報が相次いでいます。

(1)

- 通報者のもとに、ある株式会社Xについての郵便物が届いた。その中には、「株式会社Xは来年に東京証券取引所マザーズ市場に上場することが予定されている。今回は300株限定で購入の募集をしているが、既に200株は売れてしまっている。」旨の記載がなされていた。
- 後日、ある業者Yから、「最近では未公開株に関する詐欺の被害が増えています。怪しい未公開株を購入しないように十分に気を付けて下さい。」という注意喚起のような電話がかかってきた。
- 通報者は、ちょうど良い機会だと考えて、業者Yに、「株式会社Xの未公開株は怪しくないか。購入しても大丈夫か。」と相談した。
- それを受けて業者Yは、「株式会社Xの未公開株は有望であるので購入した方がよい。最近では金融機関の振込先にも注意する必要があるが、担当者が自宅に受け取りに行くので大丈夫である。」といったような話を持ち掛けてきた。
- その結果、通報者は株式会社Xの未公開株の購入をすることに決め、自宅に来た「株式会社Xの担当者」を名乗る者に対して500万円の支払いをしまった。
- 以後、株式会社X及び業者Yとは連絡が取れなくなってしまった。

※ 実際の通報の内容を一部再構成しています。

上記の事例は、「劇場型」という詐欺の手口であり、株式会社X及び業者Yは裏でつながっていると考えられます。

この手口においては、業者、公的機関の職員または探偵事務所を名乗る者などから、未公開株詐欺に関する注意喚起をする一方で、特定の未公開株については、「有望な金融商品である」などの謳い文句で購入を推奨してくることが特徴となっています。

しかし、こうした「必ず儲かる」話は真実ではない可能性が高いため、相手にせず絶対にお金を支払わないようにして下さい。

そのうえで、新たな被害の未然防止に役立てるため、持ち掛けられた話や送られてきた資料等について、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにして下さい。

(2)

(1)の手口のように、「上場が予定されている」未公開会社に関して勧誘を受けた場合、本当の話であるかどうかを確かめるためのポイントは以下のとおりです。

ポイント1：勧誘してきた会社について

Q: 勧誘してきた会社は実在しており、登録を受けている会社かどうか？

未公開株などの有価証券の売買を業として行うことができる会社（金融商品取引業者）として、金融庁から「第一種金融商品取引業の登録」を受けているか？

A: 「金融商品取引業の登録」の有無については、金融庁のホームページ「免許・登録を受けている業者一覧」(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)により確認することができます（5ページもご参照ください）。

ポイント2：勧誘対象となっている未公開会社について

Q: その未公開会社は勧誘対象として正しいか？

A: 日本証券業協会の規則により、金融商品取引業者（証券会社）が、グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄以外の銘柄について、有価証券の売買等の取引に関する勧誘をすることは禁止されております。

したがって、下記の URL に載っている銘柄以外の未公開会社に関して勧誘を受けた場合には無視するようにしてください。

※ 「グリーンシート銘柄一覧」

(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/greensheet/files/meigara-itiran.pdf>)

※ 「フェニックス銘柄一覧」

(<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/phoenix/files/meigara-itiran.pdf>)

ポイント3：金融商品取引所による上場の承認について

Q: 上場する予定であることが、金融商品取引所のホームページで公表されているか？

A: 金融商品取引所において上場が承認されると、各金融商品取引所のホームページで公表され、下記の URL で確認することができます。

上場が承認される前に公表されることはありませんので注意してください。

※ 東京証券取引所「新規上場会社」(<http://www.tse.or.jp/listing/new/>)

名古屋証券取引所「新規上場会社一覧」(<http://www.nse.or.jp/listing/new/>)

札幌証券取引所「新規上場会社一覧」(<http://www.sse.or.jp/listing/newdoc.html>)

福岡証券取引所「新規上場会社概要」(<http://www.fse.or.jp/listed/index.php>)

未公開会社について勧誘を受けた場合には、「電話を早く切る」「こちらから連絡しない」など、関わらないようにするのが賢明です。

上記のポイントを確認したうえで、本当かどうかを判断しづらい話を持ち掛けられた場合には、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談してください。

3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

このうち、ホームページ上での情報提供については、昨年（平成25年）9月、これまでに注意喚起のために提供してきた情報を整理し、被害防止のためにこれまで以上に役立てられるよう、リニューアルを実施しています。

(URL:http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html)

また、昨年（平成25年）も一昨年に引き続き、10月を強化月間として未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行ったほか、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けました。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者¹や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。²

¹ 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

² 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf

4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書³では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成25年9月までの3年半の間に約1万8千2百件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 (電話：03-3667-8647)

³ <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

[別紙]

未公開株通報専用コールセンターに寄せられた都道府県別の通報状況

総通報件数 232 件 (平成 26 年 1 月)

通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)	通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)
北海道	3	1.17	滋賀県	3	1.17
青森県	0	0.00	京都府	5	1.95
岩手県	1	0.39	大阪府	20	7.78
宮城県	1	0.39	兵庫県	23	8.95
秋田県	0	0.00	奈良県	6	2.33
山形県	1	0.39	和歌山県	0	0.00
福島県	0	0.00	鳥取県	1	0.39
茨城県	3	1.17	島根県	0	0.00
栃木県	1	0.39	岡山県	4	1.56
群馬県	2	0.78	広島県	12	4.67
埼玉県	12	4.67	山口県	7	2.72
千葉県	17	6.61	徳島県	3	1.17
東京都	17	6.61	香川県	2	0.78
神奈川県	21	8.17	愛媛県	1	0.39
新潟県	8	3.11	高知県	1	0.39
富山県	1	0.39	福岡県	1	0.39
石川県	2	0.78	佐賀県	1	0.39
福井県	1	0.39	長崎県	0	0.00
山梨県	4	1.56	熊本県	0	0.00
長野県	5	1.95	大分県	0	0.00
岐阜県	4	1.56	宮崎県	2	0.78
静岡県	7	2.72	鹿児島県	2	0.78
愛知県	24	9.34	沖縄県	0	0.00
三重県	3	1.17	不明	0	0.00

日証協（国）25第20号
平成26年1月28日

会員代表者 殿
特別会員代表者 殿

日本証券業協会
国際本部長 石倉 宏一

第6回日本証券サミット（於：ニューヨーク）のウェブサイト開設について

先日ご案内（平成25年12月10日付け日証協（国）第17号をご参照）しましたとおり、本協会は、下記のとおり来る平成26年3月6日（木）ニューヨークにおいて、米国証券業金融市場協会（SIFMA）と共催で第6回「日本証券サミット」を開催いたします。今般、SIFMAのホームページ内に、本イベントのウェブサイトが開設されましたのでご案内申し上げます。

つきましては、本イベントに参加をご希望の方は、下記のURLから直接ウェブサイトを通じてご登録ください。奮ってご参加くださいますようお願いいたします。

記

1. 開催日 : 平成26年3月6日（木）13:30 ～
2. 開催場所 : SIFMA Conference Center (120 Broadway, 2nd Fl, New York, NY 10271)
(米国証券業金融市場協会（SIFMA）併設の会議場)
3. 共催団体 : Securities Industry and Financial Markets Association (SIFMA)
(米国証券業金融市場協会)
4. セミナー・ウェブサイト : (共催団体：SIFMAのホームページ内)
<http://www.sifma.org/jss2014/>
5. プログラム : 別添のとおり(日英同時通訳あり)
6. 申込方法 : 事前に上記4.のセミナー・ウェブサイトを通じて参加登録をお願いします。
7. 参加費は無料です。当日は、保安チェックのためパスポート等の写真付きの身分証明書をご持参下さい。

以 上

○ 本件に関する問合せ先：国際本部 国際部（Tel:03-3667-8537）

第6回 日本証券サミット

2014年3月6日(木) 13:30~
ニューヨーク SIFMA コンファレンス・センター

開会挨拶等 13:30 - 13:45

基調講演 13:45 - 14:25

「アベノミクスと日本経済」

(基調講演) 財務省 財務官 古澤 満宏 氏

(討議者) コロンビア大学ビジネススクール 日本経済経営研究所シニアアドバイザー
アリシア 小川 氏

パネル・ディスカッション 1 14:25 - 15:40

「日本経済：日本は復活したのか？」

(モデレーター) モルガンスタンレーMUFJ証券 チーフエコノミスト
ロバート・フェルドマン 氏

(パネリスト) 東京大学大学院経済学研究科 (兼)東京大学公共政策大学院 教授
伊藤 隆敏 氏

フィナンシャル・タイムズ コメンテーター ジリアン・テット 氏
スタンダード・プアーズ マネージングディレクター
ポール・シアード 氏

日本経済新聞社 編集局 ヴェリタス編集委員 前田 昌孝 氏

(休憩) 15:40 - 16:00

パネル・ディスカッション 2 16:00 - 17:30

「日本の資本市場：市場機能の拡充と将来展望」

(基調講演・パネリスト) 日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループ CEO
斉藤 惇 氏

(モデレーター) 国際銀行協会 事務局長 ポール・ハンター 氏

(パネリスト) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社代表取締役社長
ジョナサン・キンドレッド 氏

ハーバード大学 ロースクール 教授 ハル・スコット 氏
金融庁 国際政策管理官 大矢 俊雄 氏

レセプション 17:30 - 19:00